

他の政令市における不適正経理の再発防止策の概要

神戸市調べ

自治体	再発防止策の内容	策定年月
札幌市	1. コンプライアンス意識の徹底と研修 <ul style="list-style-type: none"> ・法令等遵守（コンプライアンス）や会計事務処理の適正化について、会議や文書通知等により周知徹底 ・会計・契約担当者を対象として、基本的な事務処理手順を確認するための研修を実施 2. 適正な契約・検査事務の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・見積書・納品書・請求書への業者による日付の記入を徹底 ・金券類及び新聞・定期刊行物等を除き、納品書の徴取についても徹底 ・検査員と立会人は同一系の職員の指名を原則として禁止するなど相互牽制効果を高めるための検査方法について要領等の整備を図り明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて納入業者から帳簿等の提出を求め、市に保存されている書類との照合を行うなど内部監査手法の強化 ・年度末の発注で翌年度納入が疑われるようなものなどについて、抜き打ちで特別内部監査を実施 ・不適正な事務処理が発覚した職場については当該職場の直接購入を差し止めるなどの措置を検討 3. 予算の計画的な執行 <ul style="list-style-type: none"> ・年度末発注の偏り防止のための事務費の計画的な執行管理の徹底 ・避けがたい事情により年度内の予算執行が困難になった一部の物品を対象に、次年度以降での購入を容易化する予算執行の仕組みを導入 	H22.11
仙台市	【物品の納品確認時における納品書受領，支出命令時における納品書添付の義務づけ ・納品書の様式は任意，日付，品名及び数量の記載があれば，レシートでも可	H22.3
千葉市	1. 職員の意識改革 <ul style="list-style-type: none"> ・本年3月に制定した職員の倫理原則等を定めた職員倫理条例の周知徹底 ・公務員倫理研修や財務会計研修等の充実 ・今後、不適正な経理処理を行った職員に対するより一層厳格な対処 2. 内部牽制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・内部通報制度の趣旨や内容を改めて職員に周知徹底 ・備品明細一覧表と現品の照合作業の実地検査の新たな実施 3. 物品調達の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・業者に対し納品時の納品書提出の周知 ・共通消耗品の随時払い出しの周知，取扱品目の拡大など物品調達制度の見直しを実施 ・物品受領時の受領責任の明確化など納品確認の徹底 ・不適正な処理に関与した業者に対する指名停止措置を検討 4. 予算執行の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・予算流用の迅速化，柔軟化，簡素化 ・予算の節減及びコスト意識の徹底 	H22.5

自治体	再発防止策の内容	策定年月日
川崎市	1. 契約事務等に係る全庁的な調査検討を行う「契約事務等に関する調査検討委員会」を設置 2. 物品調達、検査体制の見直し及び納品書の徴収・保存の義務化を実施し、検収事務を適正化 3. 職員研修等を活用した意識改革の徹底 他	H22.11
横浜市	1. 経理ルールの見直し及び明確化 ・納品書の活用及び保管：納入事実を客観的に証する書類である納品書を確実に受領し、内容を確認、保管を徹底 ・物品発注期限の設定：預け金や翌年度納入の多くは年度末に集中しているため、計画的な発注を促進するため原則として2月末までの発注しか認めない。 ・相互検査による検査の実効性の確保：発注課と異なる課に属する職員による検査の徹底 ・前渡金（現金）による消耗品の調達：緊急に消耗品を調達する必要性に迫られ、定められた契約手続きを省略して不適切な経理処理となったケースもあったことから、適正な現金管理体制を前提に、前渡金による調達制度を周知 ・備品費の基準額の変更：他都市の実例も参考にしつつ基準額の見直しを検討 2. 経理処理・財政ルールの遵守 ・物品発注手続の遵守：口頭発注の禁止の徹底、発注伺に基づき、発注日付を記入した所定の書面を事業者に提示することとする。 ・繰越制度の適正な活用：年度内納入が困難であることが明らかな場合は、繰越明許費を設定するなど財政ルールの適正な運用を実施 3. 再発防止策の実効性を担保するための方策 ・研修の充実：検査員に対する研修／契約事務に関する階層別研修 ・会計処理手続に関する相談体制の確立 ・事業者からの相談窓口の設置：物品購入に関して本市職員から不適切な要請があった場合の、事業者から本市に対する相談窓口を設置 ・経理処理に関する調査、確認の実施：対象となる経理処理を毎年ランダムに抽出し、調査、確認を行なうことにより再発防止策が実効性を挙げているかを検証 ・不適切な経理処理を懲戒処分の標準例に規定：不適正な経理処理のうち、「預け金」、「一括払い」、「差替え」については公金着服等の不正が無かったとしても非違の度合いは高く、懲戒処分の標準例に加えていくことを検討 3. 今後の検討課題 ・予算執行を全庁的に管理する部署の検討 ・物品調達検収部門の設置：現在、多くの部署で個別の課ごとに物品を購入しているが、計画的に物品を調達し、検収する部門の設置に関して検討	H22.3

自治体	再発防止策の内容	策定年月日
名古屋市	1. 適正な履行確認の確保 ・複数の職員による納品検査、納品書の添付及び保存の義務付け ・管理監督者による点検の強化 2. 内部統制（検査・監査体制）の充実 ・内部検査において、抜き打ち検査や業者への納品確認の実施 4. 職員の意識改革と能力向上 ・経理担当者及び管理監督者に対する契約・会計事務研修の充実強化 5. 処分の厳正化 ・懲戒処分の取扱方針に掲げる「公金物品処理不適正」の量定の引き上げ	H22.2
大阪市	1. 意識風土の改革：効果的な研修プログラムの策定（庁内ポータルを活用した学習システム（eラーニング）での研修等） 2. 公会計制度の改革 ・必要な時期における予算配分 ・予算の節減インセンティブ制度の導入 等 3. 公金外現金の取扱い 4. 預けの防止対策 5. 監査における厳正なチェックの実施 6. より厳格な懲戒指針の策定	H20.10
広島市	【物品の購入等に係る検査体制の確立】 1. 検査職員の指定 物品の購入等に当たっては、従来物品を所管する課(以下「主管課」という。)の庶務係長が検収を行うこととしていたが、これを改め、課長(購入等契約に係る支出負担行為何の決裁に係る課長をいう。以下同じ。)が指定する職員(以下「検査職員」という。)が検査を行うこと。検査職員は、契約内容を実際に確認できる者を指定すること。ただし、支出負担行為何の起案者は、当該支出負担行為に係る検査職員となることはできない 2. 検査職員の指定方法等 検査職員の指定は、年間を通じて検査を行う職員を指定すること。この場合、複数の者を検査職員資格者として指定することができ、その中から課長があらかじめ定める方法により指定された職員が検査職員となる。その他必要に応じて、支出負担行為ごとに検査職員を指定することが可能。指定した検査職員又は検査職員資格者を納入業者及び職員に周知するため、その職名及び氏名を記載した書面を納品場所に掲示 3. 検査方法及び検査調書の作成等 検査に当たっては、納入された物品が発注内容に適合しているか検査職員が実際に確認した上で、別に様式を定める検査調書を作成すること。なお、主管課において行う物品の購入等に係る検査については納品書に検査済の旨及びその年月日を記入し、記名押印して検査調書に代えることができる 4. 検査職員の責任 検査職員は、地方自治法第 243 条の 2 及び広島市会計規則第 147 条の規定に基づき賠償責任が課せられていることに留意するよう徹底	H22.11